

子育て支援制度と支援員募集

病児・病後児保育

病気や病気回復期の小学生以下の子どもを一時的に保育します。利用前に事前登録が必要です。

▼**利用料** 日額1,000円(市外居住世帯2,000円)

※飲食物などは別途負担。

▼**登録期間** 令和6年3月31日まで

▼**登録申し込みに必要なもの** 利用登録申込書、子どもの健康保険証

※申込書は、登録申込先や、病児・病後児保育室、市内の各保育所、認定こども園・幼稚園、健康増進課(野田2丁目、弘前市保健センター内)、ひろさき子育て世代包括支援センター・駅前こどもの広場(駅前町、ヒロロ3階)で配布しているほ

か、市ホームページからもダウンロードできます。

▼**登録申込先** こども家庭課保育係(市役所1階)、岩木総合支所民生課健康福祉係(賀田1丁目)、相馬総合支所民生課健康福祉係(五所字野沢)、ひろさき子育て世代包括支援センター(駅前町、ヒロロ3階)
※郵送の場合は、申込書に必要事項を記入し、〒036-8551、上白銀町1の1、こども家庭課保育係へ/事前登録は毎年度必要です。



病児・病後児保育実施施設(病児保育…1カ所、病後児保育…2カ所)

施設名	ところ	開設時間	定員	問い合わせ先
病児保育室「きりん」	城東中央4丁目、あらいこどもクリニック/眼科クリニック隣接	平日=午前8時~午後6時 土曜日=休み	6人	☎ 27-2292
病後児保育室「さくらんぼ」	賀田2丁目、大浦保育園付設	月~土曜日=午前8時~午後6時	6人	☎ 82-3037
病後児保育室「みどり」	吉野町、みどり保育園隣接	月~土曜日=午前8時~午後6時	10人	☎ 34-7511

※病児保育室と病後児保育室の利用は、子どもの病状により異なります。詳しくは申込書に付属している「利用のしおり」をご覧ください(市ホームページからもダウンロードできます)。日曜日と祝日、年末年始は休みです。その他、施設の都合により休みの場合があります。

3施設のほかに、次の施設で病児・病後児保育を実施しています。利用方法、利用料など詳しくは各施設に問い合わせの上、利用してください。

◆ニコニコ病後室(五代字山本、ニコニコこども園付設、☎ 55-5250)

◆ら・ら・ら・保育園 病児保育棟・病後児保育棟(豊原1丁目、ら・ら・ら・保育園隣接、☎ 33-7801)

◆次世代あかね保育園 病後児保育室(茜町2丁目、次世代あかね保育園付設、☎ 88-5602)

地域の子育てボランティア「弘前市子育て支援員」を募集します

「弘前市子育て支援員」ってどんな人？

子育て相談へのアドバイス、地域での親子との交流、支援員相互の交流や関係機関との連携を通して、市内各地域で子育て支援の基盤づくりを担う活動を行っており、現在73人が活動しています。皆さんもぜひ一緒に活動してみませんか。

令和4年度の活動一例

○二大地区…手芸教室、駅前こどもの広場協力事業の夏祭り・お店やさんごっこ、ねぶた絵制作
○文京地区…お琴教室、親子で習字教室、茶話会

○安原地区…移動おもちゃ館、お楽しみ会、木のおもちゃで遊ぼう、プール遊び、クリスマス会、豆まき、ひな祭り、英語で遊ぼう、お菓子作り
○藤代地区…「青りんご」ベビーサークル(親子ヨガ、工作、おはなし会、ミニクッキング教室、移動おもちゃ館、親子書初め会、お別れ会、みどり保育園「レッツ・エンジョイ運動会」参加)
○岩木地区…岩木びよびよひろば、子育て講習会
▼**対象** 資格の有無は問いません。ただし、年2回の活動内容の報告が必要です。
▼**登録方法** こども家庭課に登録申込書を提出して認定を受けてください(随時受け付け)。

■**問い合わせ・申込先** 病児・病後児保育、一時預かり事業について…こども家庭課保育係(☎ 35-1131) /弘前市子育て支援員、ショートステイ事業・トワイライトステイ事業について…こども家庭課子育て相談係(☎ 40-3976)

ショートステイ事業

やむを得ない事情で、一時的に子どもの世話ができない場合や、母子ともに緊急一時的な保護を必要とする場合に宿泊を伴った一時預かりを利用できます。

▼**対象** 市内に住所を有し、次の①~③のいずれかに該当する人

①就学前の子ども、②18歳未満の子どもと母、③里親の利用が可能な18歳未満の子ども

▼**実施施設** ①・②=弘前乳児院(品川町、☎ 35-2155) / ③=市内および近隣市町村のショートステイ里親

※③は審査や調整が必要なため、緊急的な利用はできません。

▼**利用料** 子ども=1日あたり2,400円(食事代を含む)、母=無料(別途、食事代は1食あた

り300円)

※世帯状況で、減免を受けられる場合あり/原則として、最長6泊7日。

▼**利用方法** 事前にこども家庭課へ利用申込書を提出してください。

※申込書は、こども家庭課で配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。



▼**利用上の注意** 利用中にやむを得ず要した医療費などは、実費を負担していただきます/子どもの送迎は、保護者または保護者が依頼した人が行ってください/施設の受け入れ状況や子どもの健康状態などによっては利用できない場合があります。

トワイライトステイ事業

夜間や休日の保育ニーズに対応します。

▼**対象** 市内に住所を有し、平日の夜間や休日に保護者が仕事などの理由で不在となり、家庭での養育が困難な小学生以下の子ども

▼**実施施設** 児童家庭支援センター「太陽」(豊原1丁目、弘前愛成園に併設、☎ 33-3611)

▼**利用時間** 月~土曜日…午後5時30分~10時/日曜日、祝日…午前8時~午後10時(年末年始は休み)

▼**利用料** 月~土曜日…1時間100円/日曜日、祝日…1時間200円

▼**食事代** 1食あたり350円(持参も可能)

▼**利用方法** 事前に市へ利用登録し、施設に電話予約の上、利用申込書を施設へ提出してください。

一時預かり事業

緊急時や育児疲れなどのリフレッシュのために、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもを、保育所等で一時的に預かる事業です。

▼**対象** 未就学児

▼**実施施設** ①駅前こども広場(駅前町、ヒロロ3階)、②市内の保育所等

※申込書は、登録申込先で配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

▼**利用上の注意** ①利用料・食事代のほかに、紙おむつなど、用品の購入が必要な場合は実費を負担していただきます/②子どもの送迎は保護者または保護者が依頼した人が行ってください/③子どもの健康状態などによっては利用できない場合があります。

▼**登録申込先** こども家庭課子育て相談係、岩木総合支所民生課健康福祉係、相馬総合支所民生課健康福祉係

▼**その他** 利用登録の有効期間は小学校6年生の年度末までですので、すでに登録済みの人は毎年度の登録手続きは不要です。

▼**利用料** ①1時間あたり500円、②各施設が設定した料金

※利用時間や利用方法などは各施設によって異なります。利用を希望する施設に事前に問い合わせの上、利用してください。なお、保育所等で実施している一時預かりの概要は市ホームページに掲載しています。